

特別高圧・高圧で電気をご契約いただいているお客さま

標準メニューの見直しに 関するご案内

2026年8月



目 次

■ 標準メニューの見直しの背景と概要・・・・・・・・・・	1
■ 電気料金単価の見直しの概要・・・・・・・・・・	2
■ 燃料費調整の見直しの概要・・・・・・・・・・	3～5
■ 主なメニューにおける電気料金の影響例・・・・・・・・	6
■ 市場価格調整の見直しの概要・・・・・・・・・・	7～8
■ よくあるご質問・・・・・・・・・・	9～10

標準メニューの見直しの背景と概要

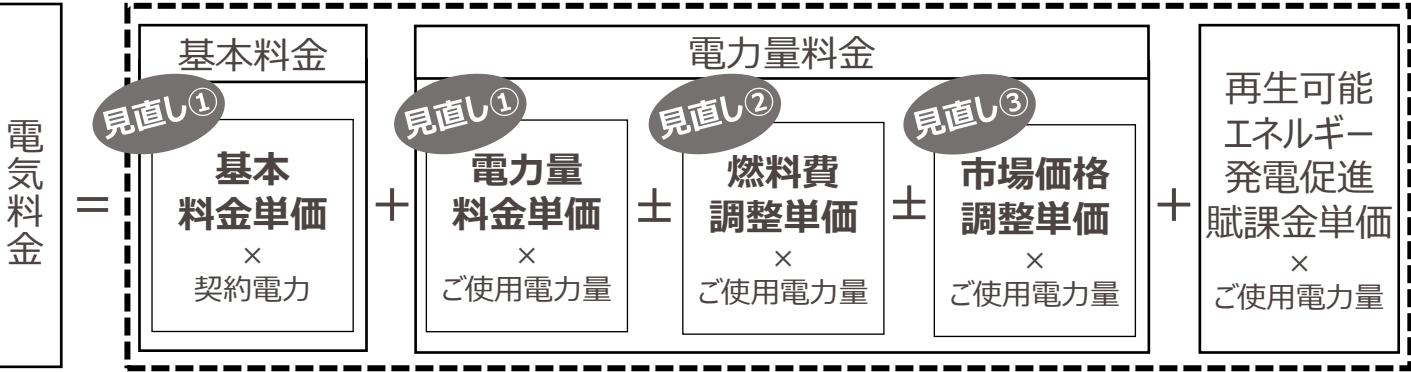
平素は、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、2026年11月1日から、主に法人のお客さま向けの特別高圧・高圧分野の標準メニューを見直します。

弊社はこれまで、安全・安定供給を前提に、コスト構造改革等の効率化に取り組んでまいりました。しかしながら、物価上昇等に伴うコストの増加に加え、小売供給において制度上必要なコスト※¹も増加しており、今後もその影響は拡大する見通しです。こうした環境変化のもとにおいても、安定的にお客さまへ電気をお届けするため、特別高圧・高圧分野の標準メニューの電気料金単価※²等の見直しを行うものです。

あわせて、小売供給における最新の電源調達状況等を踏まえ、燃料費調整および市場価格調整の前提諸元等の見直しも行います。

<見直し箇所のイメージ>



◆見直しの内容

① 電気料金単価の見直し

➡ P2,5,6

② 燃料費調整の見直し

➡ P3～6

③ 市場価格調整の見直し

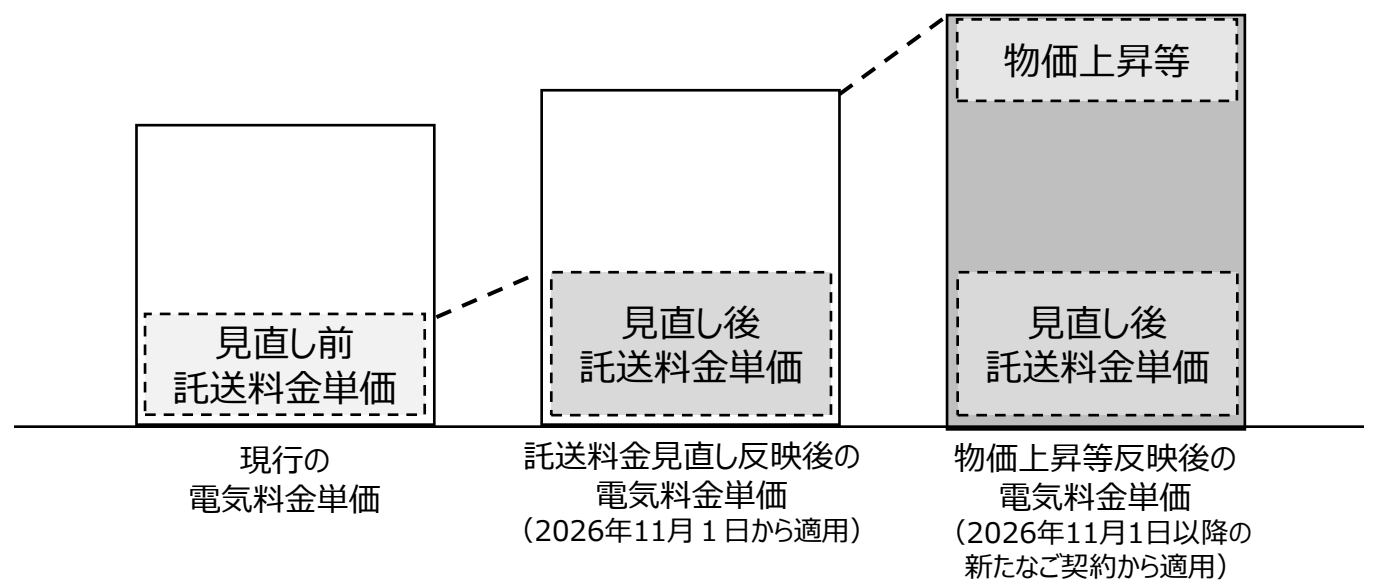
➡ P7～8

※1 安定供給や脱炭素化に向けた制度への対応に必要な、容量拠出金および非化石証書調達コスト
※2 基本料金単価と電力量料金単価を総称して「電気料金単価」といいます。

①電気料金単価の見直しの概要

- 各一般送配電事業者の託送料金の見直しが2026年11月1日より予定されていることを踏まえ、**同日から、その見直し内容をすべてのご契約の電気料金へ反映することを予定しています。**具体的な電気料金単価については、今後決定される各一般送配電事業者の託送料金の見直し単価等を踏まえ、改めて当社ホームページにてお知らせいたします。
- 物価上昇等を反映した見直し後の電気料金単価等は、2026年11月1日以降、**現在のご契約の契約期間満了後の新たなご契約から適用させていただきます。**

<見直し後の電気料金単価の適用イメージ>



<小売供給における最新の電源調達状況等を踏まえた見直し>

項目	内容
業務用・産業用メニューの電気料金単価の統一	業務用メニューと産業用メニューについては、小売供給に必要な電源調達コストに差がないことを踏まえ、同一の電気料金単価に統一します。
特別高圧電力の供給電圧別の電気料金単価の統一	特別高圧のお客さまについては、これまで、供給電圧（20kV/30kV・70kV）別に異なる電気料金単価を設定していましたが、小売供給に必要な電源調達コストに差がないことを踏まえ、供給電圧別の電気料金単価を統一します。
自家発補給電力の見直し	自家発補給電力と常時供給分については、小売供給に必要な電源調達コストに差がないことを踏まえ、自家発補給電力の基本料金単価を常時供給分と同一の基本料金単価に見直します。 また、不使用月における基本料金を半額に見直します。

②燃料費調整の見直しの概要

燃料費調整の基準燃料価格、換算係数および基準単価の見直し

- 小売供給における最新の電源調達状況等を踏まえ、燃料費調整の基準燃料価格および換算係数を見直します。
- あわせて、より電源調達の実態に近い燃料価格を電気料金に反映するため、基準単価を固定値から月毎の設定に見直します。

<見直しの概要>

見直し時期	2026年11月1日※1
対象のお客さま	特別高圧・高圧のお客さま

<見直し前後の算定諸元>

			見直し前 (2024年4月1日～)	見直し後 (2026年11月1日～)
基準燃料価格			47,000円/kl	<u>37,500円/kl</u>
基準単価 (税込)	上限値	特別高圧	—	<u>63銭8厘/kWh</u>
		高圧	—	<u>64銭6厘/kWh</u>
	確定値	特別高圧	10銭5厘/kWh	※2 <u>月別の基準単価を 別途お知らせ</u>
		高圧	10銭6厘/kWh	
換算係数 ($\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$)	α (原油)		0.0045	<u>0.0338</u>
	β (LNG)		0.1974	<u>0.0324</u>
	γ (石炭)		1.0532	<u>1.3547</u>

※1 2026年11月1日以降、現在のご契約の契約期間満了後の新たなご契約から適用させていただきます。

※2 基準単価は、上限値をこえない範囲で、2026年11月分～2027年3月分までの確定値を実施日の2ヵ月前までに当社ホームページにてお知らせします。また、2027年度以降の確定値については、年度が開始する2ヵ月前までに当社ホームページにてお知らせします。

②燃料費調整の見直しの概要

燃料費調整の平均燃料価格の算定期間の見直し

- 現行の燃料費調整は、平均燃料価格を電気料金請求月の3～5ヵ月前（3ヵ月平均）の燃料価格をもとに算定しています。
- より電源調達の実態に近い燃料価格を電気料金に反映するため、**平均燃料価格の算定の際に参照する期間を「3ヵ月前」の「1ヵ月平均」に見直します。**

<電気料金への反映スケジュール（イメージ）>

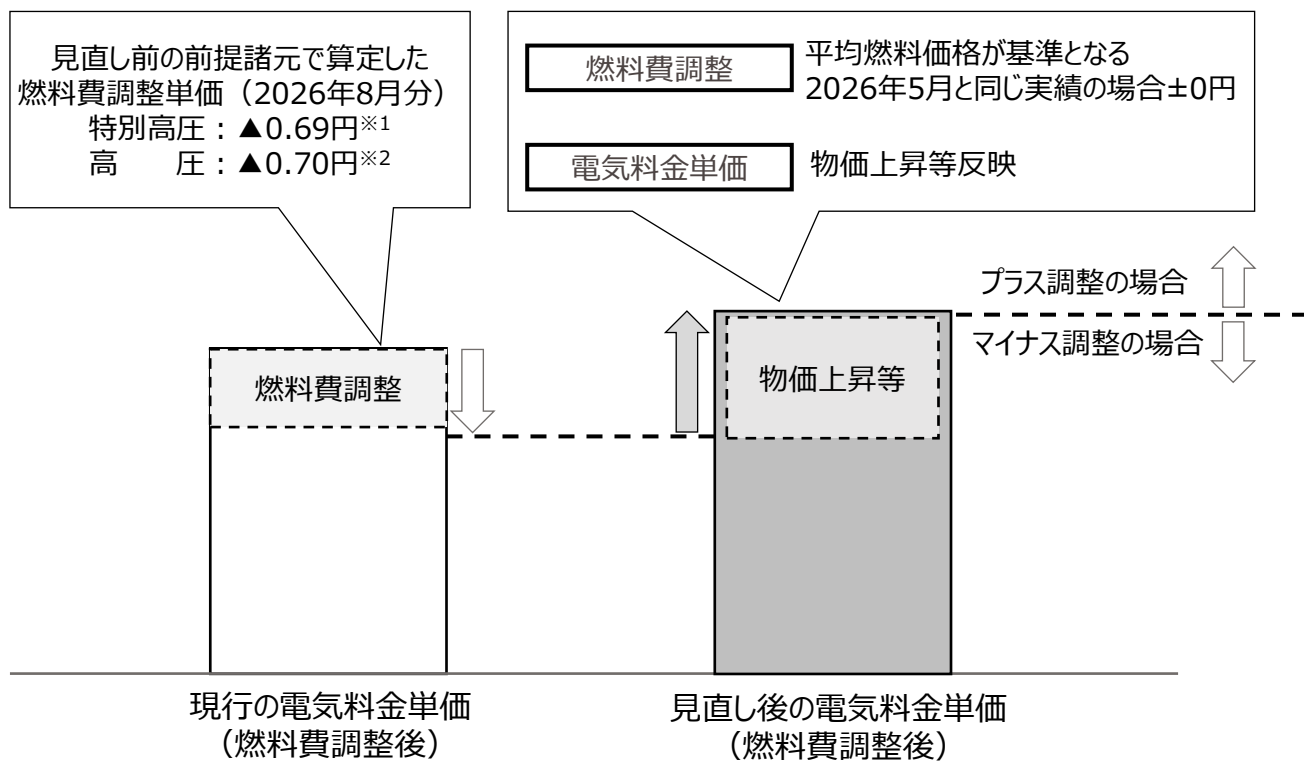
（例） 11月分の電気料金の場合、8月1日～8月31日の平均燃料価格をもとに算定します。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
特別高圧 および 高圧500kW 以上の場合	現行	3ヵ月平均 (6/1～8/31)				11月分料金 (11/1～11/30)
			見直し後 1ヵ月平均 (8/1～8/31)			11月分料金 (11/1～11/30)
高圧500kW 未満の場合 (検針日が 10日の場合)	現行	3ヵ月平均 (6/1～8/31)				11月分料金 (10/10～11/9)
			見直し後 1ヵ月平均 (8/1～8/31)			11月分料金 (10/10～11/9)

②燃料費調整の見直しの概要

燃料費調整の前提諸元等の見直しに伴う電力量料金単価の見直し

- 燃料費調整の前提諸元等の見直しに際しては、「**2026年8月分の燃料費調整単価を含む現行の電力量料金単価**」に、物価上昇等を反映し「**見直し後の電力量料金単価**」とします。
- 見直し後の電気料金単価の適用開始までは、現行の電力量料金単価および燃料費調整単価により電力量料金を計算します。



※1 2026年3月～5月の平均燃料価格をもとに算定した燃料費調整単価（消費税等相当額を含みます。）

※2 2026年3月～5月の平均燃料価格をもとに算定した燃料費調整単価（消費税等相当額を含み、国の「電気・ガス料金支援」による値引きを含みません。）

■ 主なメニューにおける電気料金の影響額例

- 電気料金単価の見直しによる影響額は、以下のとおりです。
- なお、見直し後の電気料金は、2026年11月1日より予定されている、一般送配電事業者の託送料金の見直し内容を反映する前の電気料金です。

<試算結果>

	料金メニュー	契約電力 (kW)	月間使用量 (kWh)	見直し前※1 電気料金 (万円)	見直し後※1 電気料金 (万円)	月間影響額※4 (万円)
特別 高圧	特別高圧電力A	3,000	1,000,000	2,033※2	2,241	208
	特別高圧電力B	20,000	7,300,000	13,827※3	16,049	2,222
高圧	高圧電力AL	820	230,000	533	583	50
	高圧電力BL	900	270,000	588	673	86
	高圧電力AS	100	16,500	45	49	4
	高圧電力BS	110	26,400	61	70	8

※1 電力量料金単価は「夏季」、基本料金単価は力率100%、燃料費調整単価（2026年8月分）を踏まえて試算しています。見直し前後の料金には、消費税等相当額を含み、市場価格調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および国の「電気・ガス料金支援」による値引きを含みません。実際の電気料金は、料金適用月の燃料価格や市場価格により変動します。

※2 供給電圧20kV/30kVのメニューにて試算しています。

※3 供給電圧70kVのメニューにて試算しています。

※4 見直し前後の電気料金は、1円単位で算出した金額を四捨五入し、万円単位で表示しています。月間影響額は、四捨五入の関係により、記載している見直し前後の電気料金の差額と一致しない場合があります。

③市場価格調整の見直しの概要

- 小売供給における最新の電源調達状況等を踏まえ、市場価格調整の調整時間帯を見直します。

<見直しの概要>

見直し時期	2026年11月1日※1
対象のお客さま	特別高圧・高圧のお客さま

<見直し前後の算定諸元>

			見直し前 (2025年4月1日～)		見直し後 (2026年11月1日～)	
基準市場価格			10.82円		10.82円	
調整係数 ※2	上限値	特別高圧	0.493		0.493	
		高圧	0.499		0.499	
	確定値	特別高圧	月別の調整係数を 1月末までにお知らせ		月別の調整係数を 別途お知らせ※3	
		高圧				
調整時間帯			δ（全日）	0.9162	<u>月別および新たな調整時間帯へ 見直し（次頁参照）</u>	
			ε（昼間）	0.0838		

<電気料金への反映スケジュール (イメージ) >

(例) 11月分の電気料金の場合、以下の期間の平均市場価格をもとに算定します。

	8月	9月	10月	11月
特別高圧 および 高圧500kW 以上の場合			1ヵ月平均 (9/21～10/20)	11月分料金 (11/1～11/30)
高圧500kW 未満の場合 (検針日が10日の場合)		1ヵ月平均 (8/21～9/20)		11月分料金 (10/10～11/9)

※1 2026年11月1日以降、現在のご契約の契約期間満了後の新たなご契約から適用させていただきます。

※2 調整係数とは、スポット市場からの調達量およびFIT制度による買取量の割合（損失率、消費税等相当額加味）をいいます。

※3 調整係数は、上限値をこえない範囲で、2026年11月分～2027年3月分まで（高圧500kW未満の場合は2027年4月分まで）の確定値を実施日の2ヵ月前までに当社ホームページにてお知らせします。また、2027年度以降の確定値については、年度が開始する2ヵ月前までに当社ホームページにてお知らせします。

③市場価格調整の見直しの概要

- 小売供給における最新の電源調達状況等を踏まえ、市場価格調整における調整時間帯を、月別および平日・土日祝日等毎※1に、以下のとおり設定するよう見直します。

<調整時間帯>

見直し前	見直し後					
	平均市場価格 算定期間※2	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5
毎日 全日：全時間帯 昼間：8時から 16時まで	毎年2月21日から 11月20日までの期間	毎日0時 から 8時までの 時間	毎日8時 から 13時までの 時間	毎日13時 から 17時までの 時間	毎日17時 から 20時までの 時間	毎日20時 から 24時までの 時間
	毎年11月21日から 翌年の2月20日までの 期間	毎日0時 から 6時までの 時間	毎日6時 から 10時までの 時間	毎日10時 から 16時までの 時間	毎日16時 から 20時までの 時間	

※1 平日とは、土日祝日等以外の日とし、土日祝日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とします。

※2 実際の各平均市場価格算定期間については、毎月21日から翌月の20日までの期間で設定します。

※3 各平均市場価格算定期間における各調整時間帯の時間帯比率については、別途、電気供給条件にてお知らせします。

Q. なぜ見直しをする必要があるのですか。

A. 今回の見直しは、物価上昇等による費用の増加や、小売供給において制度上必要なコストの増加を反映するものです。

近年は、小売供給において制度上必要なコストの増加に加え、インフレの進行により、発電・調達から販売まで、電力を安定的に供給するサプライチェーン全体でコストが上昇しています。こうしたコスト構造の変化を踏まえ、電気を安定的にお届けするために必要な費用を料金へ適切に反映させていただくものです。

当社としては、これまでもコスト構造改革等の経営効率化に継続して取り組んできましたが、今後も引き続き徹底した効率化に取り組みながら、安全・安定供給を維持してまいります。

Q. 今回の料金見直しは、イラン情勢や円安などによる燃料価格の上昇を踏まえたものではないのですか。

また、燃料価格の上昇や為替変動による影響は、燃料費調整制度により、市場価格の変動による影響は市場価格調整制度によって、それぞれ電気料金に反映されるのではないですか？

A. 燃料費調整は、中東情勢に限らず、燃料価格が変動した場合は、燃料費調整額を通じて電気料金に反映される仕組みであり、市場価格調整は、中東情勢に限らず、JEPXのスポット価格が変動した場合は、市場価格調整額を通じて電気料金に反映される仕組みです。

今回の標準メニューの見直しは、一時的な燃料価格の変動を反映したものではなく、中東情勢の影響も含む物価上昇等による費用の増加や制度対応コストの増加など、電気を安定的にお届けするために必要な費用の構造変化を踏まえて実施するものです。

Q. 一般送配電事業者の託送料金の見直しが11月1日で予定されていますが、電気料金単価はどのように変わりますか？

A. 一般送配電事業者が申請した内容については承知しておりますが、現在、国による審査中であるため、最終的な承認額は確定しておりません。承認申請を踏まえた託送料金等の単価も公表されておりません。

また、託送料金の見直しによる電気料金への影響は、お客さまの契約内容や電気のご使用状況等によっても異なるため、一律の影響を申し上げることはできません。

Q. 今回の見直し対象のエリアはどこですか？

A. 関西電力送配電株式会社のエリア（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部）となります。

Q. 見直し後の標準メニューの適用を受けるために何か手続きは必要ですか？

A. 契約使用期間満了をもって見直し後の料金を適用させていただくため、お客さまのお手続きは必要ございません。

Q. 各一般送配電事業者の託送料金の見直し内容を反映した電気料金単価はいつから適用されますか。

A. 各一般送配電事業者の託送料金の見直しが2026年11月1日より予定されていることを踏まえ、同日から、その見直し内容をすべてのご契約の電気料金へ反映することを予定しています。具体的な電気料金単価については、今後決定される各一般送配電事業者の託送料金の見直し単価等を踏まえ、改めて当社ホームページにてお知らせいたします。

なお、計量日が1日以外のお客さまの11月分料金は、10月31日までのご使用分については見直し前の料金、11月1日以降のご使用分は見直し後の料金で日割計算を行います。

Q. 物価上昇等を反映した電気料金単価はいつから適用されますか。

A. 2026年11月1日以降、現在のご契約の契約使用期間満了後の新たなご契約から適用させていただきます。

標準メニューの見直しに関するお問い合わせ

関西電力ホームページをご覧ください、下記の電話番号までお問い合わせください。

関西電力ホームページ <https://biz.kepco.jp/>

関西電力 法人

検索 

特別高圧・高圧のお客さま専用ダイヤル
(通話料無料)

0120-925-765

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

※お電話がつながりにくい場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。

※お問い合わせの際には、番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。